法規的告示

○経済産業省告示第百七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業省告示第二百五十一号（輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるもの）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものは、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）別表第一の一の項に掲げるものとする。	輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものは、次に掲げるものとする。
（削る）	一　人全血液
（削る）	二　人赤血球液
（削る）	三　洗浄人赤血球液
（削る）	四　解凍人赤血球液
（削る）	五　新鮮凍結人血漿
（削る）	六　人血小板濃厚液
（削る）	七　合成血

附　則

この告示は、令和七年七月十六日から施行する。

○国土交通省告示第五百十七号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一～九　（略）	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一～九　（略）
十　無線の交信を伴うＥＴＣシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第一条に規定するＥＴＣシステムをいう。）に障害が発生したこと等により、円滑な料金の徴収が困難となった車両で会社等又は有料道路管理者が料金を徴収することが著しく不適当であると認めるもの	（新設）
別表第一～第四　（略）	別表第一～第四　（略）

附　則

この告示は、令和七年七月九日から施行する。

○国土交通省告示第五百十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定を実施するため、地心直交座標系（平成十四年国土交通省告示第百八十五号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

地心直交座標系

地心直交座標系は、測量法第十一条第三項に規定する扁平な回転楕円体の中心で互いに直交するＸ軸、Ｙ軸及びＺ軸の三軸から成り、各軸の要件は、次のとおりとする。

一　Ｘ軸は、回転楕円体の中心及び経度〇度の子午線と赤道との交点を通る直線とし、回転楕円体の中心から経度〇度の子午線と赤道との交点に向かう値を正とする。

二　Ｙ軸は、回転楕円体の中心及び東経九十度の子午線と赤道との交点を通る直線とし、回転楕円体の中心から東経九十度の子午線と赤道との交点に向かう値を正とする。

三　Ｚ軸は、回転楕円体の短軸と一致し、回転楕円体の中心から北に向かう値を正とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○中央選挙管理会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年七月九日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年七月二十五日　午前十時

○参議院比例代表選出議員選挙選挙長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙につき、参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月九日

参議院比例代表選出議員選挙選挙長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
　総務省

日時　令和七年七月十八日　午前十時三十分